

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令案  
新旧対照条文

○ 基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 水基本調査基礎計画（昭和二十八年総理府令第四十二号）（抄）（第二条関係）	2
○ 土地分類基本調査基礎計画（昭和二十九年総理府令第三十一号）（抄）（第三条関係）	3
○ 地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）（抄）（第四条関係）	4
○ 地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）（抄）（第五条関係）	6
○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）（抄）（第六条関係）	7
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）（抄）（第七条関係）	8

○ 基準点測量基礎計画（昭和二十七年総理府令第五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準点の測量）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十二条に規定する事業が行われる場合に併せ行われる基準点の測量又は特別の必要により行われる基準点の測量は、前項に規定する地域以外の地域について行うことができる。</p>	<p>（基準点の測量）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条に規定する事業が行われる場合に併せ行われる基準点の測量又は特別の必要により行われる基準点の測量は、前項に規定する地域以外の地域について行うことができる。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（実施地域） 第一条（略） 2 水基本調査は、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）<u>第十二条</u>に規定する事業に併せて行われる場合又は特別の必要により行われる場合には、前項に規定する水系以外の水系についても行うことができる。</p>	<p>（実施地域） 第一条（略） 2 水基本調査は、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）<u>第五条</u>に規定する事業にあわせて行われる場合又は特別の必要により行われる場合には、前項に規定する水系以外の水系についても行うことができる。</p>

○ 土地分類基本調査基礎計画（昭和二十九年総理府令第三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(実施地域) 第一条 (略)</p> <p>2 土地分類基本調査は、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）<u>第十二条</u>に規定する事業に併せて行われる場合又は特別の必要により行われる場合には、前項に規定する地域以外の地域についても行うことができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(実施地域) 第一条 (略)</p> <p>2 土地分類基本調査は、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）<u>第十一条</u>に規定する事業に併せて行われる場合又は特別の必要により行われる場合には、前項に規定する地域以外の地域についても行うことができる。</p>

○ 地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

- 1 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）  
第八条の規定による事業計画の様式は、別記のとおりとする。
- 2 令第九条の規定による添付書類に記載しなければならない事項は、同条に規定する事項のほか、次のとおりとする。  
一～三（略）

- 1 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）  
第四条の四の規定による事業計画の様式は、別記のとおりとする。
- 2 令第四条の五の規定による添付書類に記載しなければならない事項は、同条に規定する事項のほか、次のとおりとする。  
一～三（略）

別記様式

別記様式

○○年度事業計画

○○年度事業計画

○○都道府県

○○都道府県

区分	調査目的	調査地域	調査面積	調査期間	令第十四条各号に掲げる作業に要する費用の総額	摘要
調査を行う者の名称			km <sup>2</sup>		円	

区分	調査目的	調査地域	調査面積	調査期間	令第五条の三各号に掲げる作業に要する費用の総額	摘要
調査を行う者の名称			km <sup>2</sup>		円	

구분	
구분	

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（地籍調査の実施に関する計画）</p> <p style="text-align: center;">第九條 （略）</p> <p>2 地籍調査が法第六條の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくものである場合には、前項の計画は、当該事業計画に従つて作成しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（地籍調査の実施に関する計画）</p> <p style="text-align: center;">第九條 （略）</p> <p>2 地籍調査が法第六條の三第五項の規定により公示された事業計画に基づくものである場合には、前項の計画は、当該事業計画に従つて作成しなければならない。</p>

○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（沿道整備権利移転等促進計画の決定の公告）</p> <p>第十二条の八 法第十条の四の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（沿道整備権利移転等促進計画の決定の公告）</p> <p>第十二条の八 法第十条の四第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（沿道整備権利移転等促進計画の決定の公告の通知）</p> <p>第十二条の九 法第十条の四第二項の規定による通知は、その通知書に同条第一項の規定による公告をしようとする沿道整備権利移転等促進計画及び当該公告の予定年月日を記載した書面を添えて行うものとする。</p>



○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防災街区整備権利移転等促進計画の決定の公告）</p> <p>第三十二条 法第三十六条の規定による公告は、防災街区整備権利移転等促進計画を定めた旨及び当該防災街区整備権利移転等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。</p> <p>第三十三条 削除</p>	<p>（防災街区整備権利移転等促進計画の決定の公告）</p> <p>第三十二条 法第三十六条第一項の規定による公告は、防災街区整備権利移転等促進計画を定めた旨及び当該防災街区整備権利移転等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。</p> <p>（防災街区整備権利移転等促進計画の決定の公告の通知）</p> <p>第三十三条 法第三十六条第二項の規定による通知は、その通知書に同条第一項の規定による公告をしようとする防災街区整備権利移転等促進計画及び当該公告の予定年月日を記載した書面を添えてするものとする。</p>